（注）

一　表の第一号の㈠のア及び㈡のイ（同号の㈢の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。（注）の第三号及び第四号において同じ。）の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により復旧事業等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該復旧事業等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。

ア・イ　（略）

二～五　（略）

二　土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第二百十六号。以下「元年改正令」という。）附則第二条第七項及び第三条第六項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

負担金の区分	支払方法
（略）	（略）
二　元年改正令附則第二条第一項の規定により国が行う土地改良事業及び同令附則第三条第一項の平成元年経過措置対象事業に係る同令附則第二条第七項第二号に掲げる負担金であって平成四年四月一日以後に負担させるもの（同条第六項及び同令附則第三条第五項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。）	ア　（略） イ　法第九十条第五項の規定により市町村に負担させる負担金（アに掲げるものを除く。）及び同条第九項の規定により市町村に負担させる負担金については、支払期間（農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧、元年改正前令第五十二条第一項第一号の二、第一号の四及び第五号並びに同条第二項第一号の二及び第一号の四に掲げる事業に係るものにあっては、据置期間を含む。 （注）の第二号において同じ。）を、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により復旧事業等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該復旧事業等の全てが完了した年度）の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して、農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧にあっては十七年を、その他の国営土地改良事業にあっては十五年をそれぞれ下らない期間とし、据置期間を、農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧にあっては二年を、元年改正前令第五十二条

（注）

一　表の第一号の㈠のア及び㈡のイ（同号の㈢の規定によりこれらの規定の例による場合を含む。（注）の第三号及び第四号において同じ。）の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、それぞれ次に定める年度の初日とする。

ア・イ　（略）

二～五　（略）

二　土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第二百十六号。以下「元年改正令」という。）附則第二条第七項及び第三条第六項の農林水産大臣の定める支払方法は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法とする。

負担金の区分	支払方法
（略）	（略）
二　元年改正令附則第二条第一項の規定により国が行う土地改良事業及び同令附則第三条第一項の平成元年経過措置対象事業に係る同令附則第二条第七項第二号に掲げる負担金であって平成四年四月一日以後に負担させるもの（同条第六項及び同令附則第三条第五項に規定する国の消費税等相当額に応ずる負担金の部分を除く。）	ア　（略） イ　法第九十条第五項の規定により市町村に負担させる負担金（アに掲げるものを除く。）及び同条第九項の規定により市町村に負担させる負担金については、支払期間（農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧、元年改正前令第五十二条第一項第一号の二、第一号の四及び第五号並びに同条第二項第一号の二及び第一号の四に掲げる事業に係るものにあっては、据置期間を含む。 （注）の第二号において同じ。）を、当該国営土地改良事業が完了した年度（当該事業によって生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第八十七条の五第一項の規定により災害復旧等を併せ行う場合においては、当該事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して、農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧にあっては十七年を、その他の国営土地改良事業にあっては十五年をそれぞれ下らない期間とし、据置期間を、農業用用排水施設の新設、変更及び災害復旧にあっては二年を、元年改正前令第五十二条